

デベロッパは、Apple がデベロッパに提供する本別紙 2 にクリックして同意することで、Apple が、デベロッパと Apple との間で現在効力を有する Apple Developer Program License Agreement (以下、「本契約」といいます)を修正し、本契約に本別紙 2 を追加する(既存の別紙 2 がある場合は置き換える)ことに同意したものとみなされます。本契約において別段の定めがある場合を除き、(英文で)大文字で始まる用語は、すべて本契約で定められている意味を有するものとします。

別紙 2

1. 代理人およびコミッショナーの指名

1.1 デベロッパは、本契約により、Apple および Apple の子会社(以下「Apple」と総称します)を、(i) 本別紙 2 に対する添付書類 A 第 1 条に列挙する地域(変更されることがあります)に所在するエンドユーザーに対するデベロッパのライセンスアプリケーションの販売および配布のためのデベロッパの代理人として、かつ、(ii) 本別紙 2 に対する添付書類 A 第 2 条に列挙する地域(変更されることがあります)に所在するエンドユーザーに対するデベロッパのライセンスアプリケーションの販売および配布のためのデベロッパのコミッショナーとして、配布期間中、指名するものとします。デベロッパが選択できる App Store の地域の最新のリストは、App Store Connect ツールにおいて定められなければならない、かつ、Apple によって随時アップデートされることがあるものとします。デベロッパは、Apple が、1 つ以上の App Store を通じて、デベロッパのために、デベロッパに代わり、ライセンスアプリケーションを販売し、かつエンドユーザーがライセンスアプリケーションをダウンロードできるようにすることを認めるものとします。本別紙 2 において、以下の定義が適用されます。

(a) 「デベロッパ」には、デベロッパがデベロッパを代理してライセンスアプリケーションおよび関連するメタデータを提出する権限を付与した App Store Connect ユーザーが含まれます。

(b) 「エンドユーザー」には、個人の購入者、ファミリー共有、または故人アカウント管理連絡先経由で購入者のアカウントと関連付けられた適格のユーザーが含まれます。組織の顧客の場合、「エンドユーザー」とは、組織の購入者によりライセンスアプリケーションの使用を許された個人、共有デバイス上へのインストールの管理に責任を負う当該組織の管理者、ならびに Apple が承認した教育機関で、その従業員、代理人、関連会社に使用させるためにライセンスアプリケーションを入手した機関を含む、認定された組織の購入者自身をいいます。

(c) 本別紙 2 において、「ライセンスアプリケーション」という用語は、ソフトウェアアプリケーション内で提供されるコンテンツ、機能、拡張機能、スタンプ、またはサービスを含むものとします。

1.2 本別紙 2 の第 1.1 条に基づく Apple の指名に基づき、デベロッパは Apple に対して以下の各号のすべてを許可し、指示するものとします。

(a) App Store Connect ツールで特定された地域に所在する、デベロッパにより特定されたエンドユーザーに対して、デベロッパに代わってライセンスアプリケーションを販売、勧誘、および受注すること。

(b) ライセンスアプリケーションの保存およびエンドユーザーによるアクセスのため、ならびにその他 Apple によりライセンス付与または許諾された限りにおいて、第三者が当該ライセンスアプリケーションをホスティングできるようにするために、本契約の条件に従い、デベロッパにホスティングサービスを提供すること。

(c) セキュリティソリューションおよびその他本契約で特定された最適化の追加を含め、エンドユーザーが取得およびダウンロードするために、ライセンスアプリケーションのコピーの作成、フォーマット、およびその他の準備を行うこと。

(d) 1 つか複数の App Store を介して、エンドユーザーが、デベロッパが開発した当該ライセンスアプリケーション、ライセンスアプリケーション情報、および関連するメタデータを取得し、電子的にダウンロードできるように、エンドユーザーが、ライセンスアプリケーションのコピーにアクセスおよび再アクセスすることを許可すること、または、特定のボリュームコンテンツ購入の国外移転の場合には、エンドユーザーがそうできるように調整すること。デベロッパは、本別紙 2 に基づき、以下の場合にデベロッパのライセンスアプリケーションの配布を許諾するものとします。(i) ファミリー共有経由で家族のほかのメンバーと関連付けられた個人のアカウントがライセンスアプリケーションを購入し、複数のエンドユーザーが使用する場合(App Store Connect ツールで示されているデベロッパの選択に応じて、本別紙 2 を締結する前に行われた購入を含みます)、(ii) デベロッパのライセンスアプリケーションにアクセスするために、および

<https://support.apple.com/kb/HT212360>に記載の通り、iCloud に保存された関連する情報とメタデータにアクセスするために、エンドユーザーの適格の故人アカウント管理連絡先によって使用される場合、ならびに、(iii) 単一の組織の顧客がボリュームコンテンツサービスを介して、所属するエンドユーザーが利用できるようにライセンスアプリケーションを購入する場合、または、ボリュームコンテンツ規約、条項、およびプログラム要件に従い、その組織の顧客が所有または管理する、Apple ID と関連付けられていないデバイスにインストールするためにライセンスアプリケーションを購入する場合。

(e) エンドユーザーが支払うべきライセンスアプリケーションの購入価格に対して請求書を発行すること。

(f) デベロッパが宣伝目的で使用する権利を有さず、かつ、本別紙 2 の第 2.1 条に基づき、デベロッパが Apple に当該ライセンスアプリケーションを配布したときに、デベロッパが書面で特定したライセンスアプリケーション、商標、もしくはロゴ、またはライセンスアプリケーション情報の該当部分を除き、宣伝目的で、マーケティング資料およびギフトカードにおいて、および車両ディスプレイに関して、(i) ライセンスアプリケーションのスクリーンショット、プレビューまたは 30 秒までの抜粋、(ii) ライセンスアプリケーションに関連する商標およびロゴ、ならびに (iii) ライセンスアプリケーション情報を使用すること。さらに、宣伝目的で、マーケティング資料およびギフトカードにおいて、ならびに車両ディスプレイに関して、Apple の合理的な要請時に、デベロッパが、Apple に提供することがある画像およびその他の素材を使用すること。

(g) その他、ライセンスアプリケーション、ライセンスアプリケーション情報、および本別紙 2 に基づき、ライセンスアプリケーションの販売および配布時に、合理的に必要となる関連資料を使用すること。デベロッパは、本別紙 2 の第 1.2 条で定める権利に関し、使用料その他一切の支払いがなされないことについて同意するものとします。

(h) 本契約、可用性、および随時 App Store Connect ツールにおいてアップデートされるその他のプログラム要件に基づき、デベロッパが指定したエンドユーザーへのデベロッパのライセンスアプリケーションのプレリリース版（ベータ版テスト）の配布を促進すること。かかるベータ版テストの目的で、デベロッパは、かかるデベロッパのライセンスアプリケーションのプレリリース版の配布およびダウンロードに関する販売金額、収益、またはその他の報酬を徴収するあらゆる権利を放棄するものとします。さらに、デベロッパは、デベロッパのプレリリース版ライセンスアプリケーションの配布およびユーザーに関するあらゆる使用料の支払いまたはその他の第三者に対する支払い、ならびにかかるベータ版テストが行われる地域のあらゆる法令の遵守について、デベロッパが継続的に責任を負うことについて、同意するものとします。疑義を避けるため、かかる配布に関し、Apple に対していかなる手数料も支払う義務を負いません。

1.3 両当事者は、本別紙 2 に基づくその関係が、添付書類 A 第 1 項および添付書類 A 第 2 項でそれぞれ定める通り、場合により、本人および代理人、または本人およびコミッショナーであること、ならびに、本別紙 2 で定める通り、デベロッパが、本人として、ライセンスアプリケーションに関与または関連するあらゆる債権債務につき、単独で責任を負うことを認め、これに同意するものとします。両当事者は、本別紙 2 に基づく、デベロッパによる、場合によりデベロッパの代理人またはコミッショナーとしての、Apple の指名は、非独占的なものであることを認め、これに同意するものとします。デベロッパは、本書において、デベロッパのライセンスアプリケーションを配布するために、Apple および Apple 子会社をデベロッパの全世界における代理人またはコミッショナーに選任するために必要な権利をデベロッパが所有または管理していること、ならびに、Apple および Apple 子会社によるかかる選任の履行がいかなる第三者の権利にも違反または侵害しないことを、表明および保証するものとします。

1.4 本別紙 2 に関して、「配布期間」とは、本契約の発効日から開始する期間をいうものとし、本契約またはその更新版の最終日まで失効する期間をいいます。ただし、デベロッパの代理人およびコミッショナーとしての Apple の指名は、本契約の終了後も 30 日を超えない合理的なフェーズアウト期間中、有効に存続し、さらに、デベロッパが本別紙 2 の第 5.1 条および第 7.2 条に基づき別段の意思表示をしない限り、デベロッパのエンドユーザーに関してのみ、本別紙 2 の第 1.2 条 (b) 項、同 (c) 項および同 (d) 項は、本契約の解除または期間満了後も有効に存続します。

2. Apple へのライセンスアプリケーションの配信

2.1 デベロッパは、App Store Connect ツールまたはその他の Apple が提供するメカニズムを使用して、Apple に対してライセンスアプリケーション、ライセンスアプリケーション情報ならびに関連メタデータを、本別紙 2 に基づきエンドユーザーからライセンスアプリケーションの配布を要求されているように Apple が指定するフォーマットで、自己の負担をもって配信するものとします。本別紙 2 に基づきデベロッパが Apple に提供するメタデータは、以下の各号すべてを含むものとします。(i) 各ライセンスアプリケーションのタイトルおよびバージョン番号、(ii) エンドユーザーの当該ライセンスアプリケーションのダウンロードを Apple が可能にするようデベロッパが希望し、指定する地域、(iii) あらゆる著作権その他知的財産権の告知、(iv) デベロッパのプライバシーポリシー、(v) 該当する場合、本別紙 2 第 4.2 条に基づきデベロッパのエンドユーザー使用許諾契約 (EULA)、ならびに、(vi) Apple ブランドハードウェア上のコン

コンテンツの検索および開示を拡張するために指定されるメタデータを含む、随時アップデートされ得るドキュメント、または App Store Connect ツールで定める追加メタデータ。

2.2 すべてのライセンスアプリケーションは、Secure FTP サイトアドレスのサイトのソフトウェアツール、または、Apple が指定するその他の配信方法を使用してデベロッパから Apple に配信されるものとします。

2.3 デベロッパは、本別紙 2 に基づきデベロッパが Apple に引き渡すすべてのライセンスアプリケーションが、米国輸出管理規則 15 C.F.R. Parts 730-774 および国際武器取引規則 22 C.F.R. Parts 120-130 を含みますがこれらに限定されない、あらゆる適用法令の条件に従い、米国から添付書類 A に列挙する各地域へ輸出することが許可されていることを保証するものとします。さらに、Apple に提供するライセンスアプリケーションのすべてのバージョンが、国際武器取引規則 22 C.F.R. Parts 120-130 の対象ではなく、軍事関係のエンドユーザーまたは軍事関係の最終用途向けに設計、製造、変更、または構成されたものではないことを表明および保証するものとします。本第 2.3 条の一般性を制限することなく、デベロッパは、(i) いかなるライセンスアプリケーションも、いかなるデータ暗号化もしくは暗号機能も含まず、それらを使用せず、またはそれらをサポートしておらず、または (ii) いずれかのライセンスアプリケーションが、かかるデータ暗号化もしくは暗号機能を含み、それらを使用し、またはそれらをサポートしている場合、デベロッパは、デベロッパが米国輸出管理令を遵守していることを証明するものとし、かつ、必要に応じて、米国商務省産業安全保障局（以下「BIS」といいます）が発行する輸出規制分類番号 (CCATS)、または BIS に提出する自己分類報告書、および当該ライセンスアプリケーションに関する輸入許可を要求するその他の地域からの適切な許認可を保有し、かつ、要請に応じて、これらの PDF コピーを Apple に提供するものとします。デベロッパは、本別紙 2 に基づくライセンスアプリケーションにエンドユーザーがアクセスしたり、ダウンロードしたりできるよう定める第 2.3 条のデベロッパの証明を Apple が信頼していることを認めるものとします。本第 2.3 条の定める以外の事項について、Apple は、本別紙 2 に基づくライセンスアプリケーションへのエンドユーザーのアクセスならびにダウンロードを可能にする輸出行政規則の条件に適合することに責任を有するものとします。

2.4 デベロッパは、その地域の各場所についてデベロッパのライセンスアプリケーション内で提供されたあらゆるビデオ、テレビ、ゲーム、またはほかのコンテンツに対して適用される政府の規制、評価委員会、サービス、またはほかの組織（以下、それぞれを「評価委員会」といいます）が要求するあらゆる年齢評価またはベアレンタルアドバイザリーサービスを決定し実装する責任を負うものとします。該当する場合、デベロッパはまた、エンドユーザーがデベロッパのライセンスアプリケーション中の、成人向けまたはほかの規制されたコンテンツにアクセスできるようにする前に、コンテンツ制限ツールまたは年齢認証機能を提供する責任を有するものとします。

3. エンドユーザーへのライセンスアプリケーションの配信

3.1 デベロッパは、Apple が、デベロッパの代理人またはコミッショナーとして行為する過程において、デベロッパを代理して、ライセンスアプリケーションのホスティングを行うこと、または本別紙 1 の第 1.2(b)項に従って第三者にホスティングを許諾できるようにすること、および当該ライセンスアプリケーションのエンドユーザーによるダウンロードの許可をすることを認め、これに同意するものとします。ただし、In-App Purchase API を使用してデベロッパが販売したコンテンツまたはサービスのホスティングおよび引き渡しについては、ライセンスアプリケーション自体に含まれるコンテンツ（すなわち、App 内課金が単に解放されているコンテンツ）、または本契約の付属書 2 の第 3.3 条に基づき Apple がホスティングするコンテンツを除き、デベロッパが責任を負担するものとします。すべてのライセンスアプリケーションは、App Store Connect ツールに定められ、Apple により随時アップデートされることがある価格表から、デベロッパの自由裁量により、1つの価格帯に設定される、デベロッパが指定した価格で、Apple がデベロッパを代理してエンドユーザーに販売するものとします。また、デベロッパは、App Store Connect で選択することにより、認定された組織の顧客に対してデベロッパが設定した価格帯から 50%割引でライセンスアプリケーションを販売するよう Apple に指示することができます。デベロッパは、App Store Connect ツールを通じて定められ、随時アップデートされることがある価格表に従って、あらゆるライセンスアプリケーションの価格帯を、デベロッパの裁量で、いつでも変更することができます。Apple は、デベロッパの代理人またはコミッショナーとして、本別紙 2 に基づいてエンドユーザーが入手したライセンスアプリケーションについて、かかるエンドユーザーが支払うべきすべての価格を徴収する責任を単独で負います。

3.2 エンドユーザーへのライセンスアプリケーションの販売または配布が、適用法令に基づいて売上税、使用税、物品サービス税、付加価値税、通信事業税、その他の類似する税金または賦課金の対象となる場合、エンドユーザーへのライセンスアプリケーションの販売に関する当該税金の徴収および納付の責任は、App Store Connect サイト経由で随時アップデートされる、本別紙 2 に対する添付書類 B に従って決定されるものとします。デベロッパは、App Store Connect サイトを通じて随時アップデートされる可能性がある、ライセンスアプリケーションに関する税金を分類するために正確な情報を選択および維持することに、単独で責任を負うものとします。これらの税分類は、ライセンスアプリケーションの販売および配布に適用されます。デベロッパがライセンスアプリケーションの税分類

に関して行った調整は、Apple が合理的な期間内に調整を処理した後、その後のライセンスアプリケーションの販売に対して適用されます。デベロッパがライセンスアプリケーションの税分類に関して行った調整は、Apple が調整を処理する前に発生したライセンスアプリケーションの販売に対しては適用されません。

デベロッパによるライセンスアプリケーションの税分類がいずれかの税務当局によって不正確であるとみなされた場合、デベロッパは、かかる税の処理および結果について単独で責任を負うものとします。Apple が、合理的な裁量で、デベロッパによるライセンスアプリケーションの税分類を不正確であると判断した場合、Apple は、デベロッパが当該税分類を修正するまで、デベロッパに支払うべき金額を信託金額として保持する権利を留保します。デベロッパが税分類を修正した後、Apple は、分類の不正確さに起因する罰金および利息を差し引き、Apple がデベロッパのために信託保持している残りの金額を、本別紙 2 の規定に従い、利息なしでデベロッパに送金します。デベロッパは、売上税、使用税、物品サービス税、付加価値税、通信事業税、その他の税金または賦課金、ならびにそれらに関する罰金または利息の過少納付または過剰納付に対するあらゆる税務当局からの一切の請求について、Apple を補償し、損害を被らせないものとします。

3.3 当事者各自の税務上の遵守義務を履行するために、Apple は、特に (i) デベロッパの居住地域、および (ii) ライセンスアプリケーションにアクセスできるようにすることを Apple に対して希望する地域としてデベロッパが指定した地域に応じて、デベロッパが本別紙 2 の添付書類 C または App Store Connect に列挙する要件を遵守することを求めます。本別紙 2 に対する添付書類 C で求められている税務文書をデベロッパが Apple に提供する前に、Apple がデベロッパのライセンスアプリケーションの購入価格に対応する金額を徴収した場合、Apple は、その金額をデベロッパに送金せず、求められている税務文書をデベロッパが Apple に提供するときまで、デベロッパのためにその金額を保持する判断を下すことができるものとします。Apple は、本第 3.3 条に基づき本別紙 2 の定めに従って、求められているすべての税務文書をデベロッパから受け取った時点で、Apple がデベロッパのために保持していたすべての金額を利息なしでデベロッパに送金するものとします。

3.4 Apple は、本別紙 2 に基づくデベロッパの代理人またはコミッショナーとしての Apple のサービスに対する対価として、以下の手数料を受け取る権利を有するものとします。

(a) ライセンスアプリケーションをエンドユーザーに販売する場合、Apple は、各エンドユーザーが支払うすべての価格の 30% に相当する手数料を受け取る権利を有するものとします。サブスクリプショングループ(以下に定義)内の有料サブスクリプションサービスの利用が 1 年間を超えた顧客によって行われた自動更新サブスクリプション購入についてのみ、Apple は、保持猶予期間または更改延長期間にかかわらず、以降の更新ごとに各エンドユーザーが支払うべきすべての価格の 15% に相当する手数料を受け取る権利を有するものとします。保持猶予期間とは、顧客のサブスクリプションが(たとえば、解約または不払いなどの理由により)終了してから同じサブスクリプショングループ内の新しいサブスクリプションが開始されるまでの期間を指します。ただし、この期間は 60 日間を超えないものとし、変更されることがあるものとします。更改延長期間とは、顧客のサブスクリプションの更改日を、追加の費用なく延長する期間を指します。本第 3.4 条(a)項に基づき Apple が受け取る権利を有している手数料の決定において、エンドユーザーが支払うべき価格は、本別紙 2 の第 3.2 条に定める、徴収されるあらゆる税金を差し引いた後の価格とします。

(b) App Store スモールビジネスプログラム。Apple により App Store スモールビジネスプログラムに認定および承認されたデベロッパに関しては、Apple は、App Store Connect サイト経由で随時アップデートされる、本別紙 2 の添付書類 B に列挙する地域に所在するエンドユーザーへのライセンスアプリケーションの販売について、各エンドユーザーが支払うべきすべての価格の 15% に引き下げられた手数料を受け取る権利を有します。デベロッパは、本契約、本別紙 2、および以下の条件に従って、App Store スモールビジネスプログラムにおける承認に必要な資格を満たすことができます。

標準的な商慣行に基づいて Apple が計算する、デベロッパおよびその関連するデベロッパアカウントの前暦年の 12 会計月(以下、「暦年」といいます)における合計収益額が 1,000,000 米ドル以内(Apple の手数料ならびに特定の税額および調整額を除いた純売上額)である必要があります。

App Store スモールビジネスプログラムに登録するには、デベロッパは、デベロッパおよびその関連するデベロッパアカウントに関して求められる情報を、すべて Apple に提供する必要があります。デベロッパとその関連するデベロッパアカウントとの関係に変更があった場合、デベロッパはそうした情報を更新する必要があります。「関連するデベロッパアカウント」とは、(i) デベロッパが所有もしくは管理する、または (ii) デベロッパのアカウントを所有もしくは管理する Apple Developer Program アカウントを指します。たとえば、本契約および本別紙 2 の条件に同意した個人または法人で、以下のいずれかの条件が当てはまるデベロッパには、関連するデベロッパアカウントが存在します。

- 別の Apple Developer Program メンバーのアカウントの所有権または割り当てにおいて、当該デベロッパが企業、個人、またはパートナーシップの持分の過半数 (50%以上) を保有している。
- 別の Apple Developer Program メンバーが、当該デベロッパのアカウントの所有権または割り当てにおいて、企業、個人、またはパートナーシップの持分の過半数 (50%以上) を保有している。
- 当該デベロッパが、別の Apple Developer Program メンバーのアカウントに対する最終決定権を有している。
- 別の Apple Developer Program のメンバーが、当該デベロッパのアカウントに対する最終決定権を有している。

デベロッパおよびその関連するデベロッパアカウントは、Apple Developer Program のメンバーとして優良な状態である必要があります。

デベロッパおよびその関連するデベロッパアカウントの現暦年における合計収益額が 1,000,000 米ドルを超えた場合、当該暦年の残りの期間については、本別紙 2 の第 3.4 条(a)項に定める標準の手数料率でデベロッパに請求されます。

Apple は、各会計暦月の末日から 15 日以内に、App Store スモールビジネスプログラムへの参加資格の有無を判断し、資格を満たしているデベロッパに対して参加を承認します。

その後の 1 暦年においてデベロッパおよびその関連するデベロッパアカウントの合計収益額が 1,000,000 米ドル以内である場合、デベロッパは翌暦年の App Store スモールビジネスプログラムへの承認に必要な資格を再度満たすことができます。

デベロッパが譲渡人または譲受人 (以下「アプリ譲渡当事者」といいます) としてライセンスアプリケーションの譲渡に関与している場合、当該ライセンスアプリケーションにかかる利益は、あらゆるアプリ譲渡当事者の利益の合計額として計算され、App Store スモールビジネスプログラムへの参加の適格性の判断に使用されます。たとえば、デベロッパが App Store Connect ツールを使用して、自身のデベロッパアカウントからほかのデベロッパアカウントにライセンスアプリケーションを譲渡すると、譲渡したライセンスアプリケーションにかかる利益は、譲渡人のデベロッパの合計利益、および譲受人のデベロッパアカウントの合計利益の計算に含まれることになります。ライセンスアプリケーションが特定の暦年に複数回譲渡された場合、当該ライセンスアプリケーションにかかる利益は、関係する各アプリ譲渡当事者全員の利益の合計額の計算に含まれます。

App Store スモールビジネスプログラムへの参加資格の判断に関して、デベロッパまたはその関連するデベロッパアカウントが、疑わしい、誤解を招く、不正な、不適切な、合法でない、または不誠実な行為または不作為に関与した場合 (たとえば、虚偽または不正確な情報を Apple に提供すること、App Store スモールビジネスプログラムから不適切に利益を得るために複数の Apple Developer Program アカウントを作成または使用することなど)、デベロッパおよびその関連するデベロッパアカウントは、Apple の裁量で、App Store スモールビジネスプログラムへの参加資格を失い、資格が解除されます。

Apple は、本規定に違反したデベロッパおよびその関連するデベロッパアカウントへの支払いを留保できるものとします。

本別紙 2 の第 3.2 条に別途定められている場合を除き、Apple は、本別紙 2 の第 3.4 条に定められている手数料を、ライセンスアプリケーションの配布または使用に関連するあらゆる税金またはその他の類似するデベロッパ、Apple、もしくはエンドユーザーの義務を含む、あらゆる税金またはその他の政府の賦課金分の減額なしに受け取る権利を有するものとします。Apple が開発したライセンスアプリケーションの販売について、Apple は手数料を受け取る権利を有しません。

3.5 Apple は、本書に基づきエンドユーザーに配布されるライセンスアプリケーションの価格として当該エンドユーザーから金額を徴収するときに、当該ライセンスアプリケーションに関する Apple の手数料全額と本別紙の第 3.2 条および第 3.4 条に基づき Apple が徴収するあらゆる税金を差し引いて、Apple の標準的な商慣行に従って当該価格の残額についてデベロッパに送金する、または場合によってはデベロッパ宛てのクレジットを発行するものとします。こうした商慣行には、(i) 銀行振込でのみ送金支払いを行うこと、(ii) 送金支払いが最低月間送金限度額の対象となること、(iii) デベロッパが App Store Connect サイトで送金に関連する特定の情報を提供する必要があること、および、(iv) 前述の要件に従うことを条件として、対応する金額を Apple がエンドユーザーから受け取った月の末日から 45 日以内に送金支払いが行われることが含まれます。Apple は、当該月に販売されたライセンスアプリケーションおよび Apple からデベロッパに送金される合計金額をデベロッパが特定できるように、詳細な売上報告を各月の末日から 45 日以内に App Store Connect サイトでデベロッパが確認できるようにするものとします。デベロッパは、本書により、エンドユーザーへのライセンスアプリケーションの配布について、Apple が当該ライセンスアプリケーションの価格を当該エンドユーザーから徴収できない場合でも、Apple が本第 3.5 条に従って手数料を受け取る権利を有することを認め、これに同意するものとします。Apple がエンドユーザーから

受け取ったライセンスアプリケーションの購入価格の通貨が Apple とデベロッパとの間で合意した送金通貨以外である場合、当該ライセンスアプリケーションの購入価格は、本別紙 2 の第 3.1 条に従って、App Store Connect ツールに反映されており随時アップデートされることがある、その配布期間について固定の為替レートで送金通貨に変換され、Apple がデベロッパに送金する金額が決定されるものとします。Apple は、App Store Connect において、デベロッパが送金受取先として指定している銀行口座の主要通貨（以下、「指定通貨」といいます）を指定できるようにする手段を提供することがあります。Apple は、デベロッパに送金する前に、Apple の提携銀行に送金通貨が指定通貨以外であるすべての送金を指定通貨に変換させることができるものとします。デベロッパは、その結果生じる為替差額または Apple の提携銀行により請求される手数料が、当該送金から差し引かれることがあることに同意するものとします。デベロッパは、デベロッパの提携銀行またはデベロッパの提携銀行と Apple の提携銀行を仲介する銀行から請求される手数料（たとえば、銀行振込手数料）をすべて支払う責任を継続的に負うものとします。

3.6 Apple の手数料またはエンドユーザーが支払うべきライセンスアプリケーションの価格が、(i) 源泉徴収もしくは類似する税金、(ii) 本別紙の第 3.2 条に基づき Apple が徴収していない売上税、使用税、物品サービス税、付加価値税、通信事業税、もしくはその他の税金もしくは賦課金、または、(iii) その他のあらゆる性質の税金もしくは政府の賦課金の対象となる場合、こうした税金もしくは賦課金は全額、デベロッパのアカウントのみに対するものであり、本別紙 2 に基づき Apple が受け取る権利を有している手数料がこれにより減額されることはないものとします。

3.7 Apple からのデベロッパに対する送金が源泉徴収または類似する税金の対象となる場合、こうした源泉徴収または類似する税金は全額、デベロッパのアカウントのみに対するものであり、当該取引において Apple が受け取る権利を有している手数料は減額されないものとします。Apple は、こうした税金を支払う義務があると合理的に判断した場合、その源泉徴収または類似する税金の全額をデベロッパへの未払い金の総額から差し引き、源泉徴収した金額を所轄の税務当局に全額納付するものとします。Apple は、適用される租税条約で源泉徴収税の軽減税率が定められている場合、その軽減税率を適用します。ただし、デベロッパが当該租税条約で定められている、またはその他 Apple が満足できる、デベロッパが源泉徴収税のかかる軽減税率の恩恵を受ける権利を有していることを立証するために十分な文書を Apple に提供している場合に限り、Apple が合理的に指定する手段を使用して、デベロッパから Apple に対し適時に書面による要求があった場合、Apple は、Apple がデベロッパを代理して所轄の税務当局に納付した源泉徴収または類似する税金の金額をデベロッパに報告するために商業上現実的な努力を払うものとします。デベロッパは、こうした源泉徴収または類似する税金、ならびに罰金またはその利息の過少納付（源泉徴収税の軽減税率の恩恵を受けるためのデベロッパの権利の取得または喪失に関する、デベロッパによる誤った請求または表明に起因する過少納付を含みますが、これに限定されません）に対する所轄の税務当局からのあらゆる請求について、Apple を補償し、損害を被らせないものとします。

3.8 デベロッパは、一部の地域において、本別紙 2 の条件に従って、In-App Purchase API を使用して自動更新サブスクリプションを提供することができます。ただし、以下の条件を満たしている場合に限り、

(a) 自動更新機能は、デベロッパが App Store Connect ツールで選択する価格で、1 週間ごと、1 か月ごと、2 か月ごと、3 か月ごと、半年ごと、または 1 年ごとの設定である必要があります。デベロッパは、デベロッパのサブスクリプションについて複数の期間およびサービスレベルを提供することができ、顧客がサブスクリプショングループのオプションの中で簡単にアップグレード、ダウングレード、およびクロスグレードできるように、サブスクリプショングループ内でこれらのサブスクリプションアイテムを関連付けてランク付けすることができます。デベロッパは、サブスクリプション利用者がアップグレードまたはクロスグレード（異なる期間へのクロスグレードを除く）する場合は、当該サービスレベルの適用が直ちに開始され、それに応じてデベロッパの収益が調整されること、およびサブスクリプション利用者がダウングレードする場合は、現在のサブスクリプション期間が終了した時点で新しいサービスが開始されることを理解し、これに同意するものとします。

(b) デベロッパは、デベロッパの自動更新サブスクリプションに関する以下の情報を、明確かつ目立つ形でユーザーに開示するものとします。

- 自動更新サブスクリプションのタイトル（アプリケーション内の製品名と同じである場合があります）
- サブスクリプションの期間
- サブスクリプションの価格および単価（該当する場合）

デベロッパのライセンスアプリケーション内からデベロッパのプライバシーポリシーおよび利用規約へのリンクにアクセスできる必要があります。

(c) デベロッパは、販売されるサブスクリプション期間全体(デベロッパが承認した請求の猶予期間を含みます)にわたって提供を実施する必要があります。デベロッパは、本別紙 2 の本第 3.8 条(c)項に違反した場合、本書により、Apple に対し、当該サブスクリプションに対してエンドユーザーが支払った価格の全額または一部を、Apple の自由裁量により、エンドユーザーに返金することを許可し、指示するものとします。請求の猶予期間とは、請求の誤りが解消されていないユーザーに対してデベロッパが有料サービスを無料で提供することに同意している期間を指します。Apple がそうした価格をエンドユーザーに返金した場合、デベロッパは、当該サブスクリプションの価格に等しい金額を Apple に払い戻すか、それに対するクレジットを Apple に付与するものとします。デベロッパは、本規定に繰り返し違反した場合、Apple が本別紙 2 の第 7.3 条に基づく Apple の権利を行使できることを認めるものとします。

3.9 デベロッパは、既存のサブスクリプションアイテムの価格を変更する場合、App Store Connect ツールでその意思を示すことで、デベロッパの既存の顧客について現在の価格を保持するを選択できます。エンドユーザーの同意が必要となる地域に所在する既存のサブスクリプション利用者に対してデベロッパが価格を引き上げた場合、そうしたサブスクリプション利用者には新しい価格の確認および同意が求められ、同意がない場合は自動更新機能が無効になります。

3.10 デベロッパは、デベロッパのライセンスアプリケーションの内外で自動更新サブスクリプションのプロモーションおよび販売をする場合、あらゆる法規制上の要求を遵守しなければなりません。

3.11 ライセンスアプリケーション内で購入されるサブスクリプションサービスは、App 内課金を使用する必要があります。

In-App Purchase API を使用することに加えて、ライセンスアプリケーションは、ライセンスアプリケーション外で(たとえば、デベロッパの Web サイトを通じて)提供されるコンテンツ(雑誌、新聞、書籍、音声、音楽、ビデオ)を読み込みまたは実行することができます。ただし、デベロッパは、ライセンスアプリケーション内で、当該コンテンツに関する外部のオファーのリンクを貼ったり、プロモーションをしたりしないものとします。デベロッパは、ライセンスアプリケーション外で取得したコンテンツへのアクセスの認証について責任を負うものとします。

3.12 デベロッパのライセンスアプリケーションが定期刊行のコンテンツベースのもの(たとえば、雑誌や新聞など)である場合、Apple は、それらが In-App Purchase API を通じて自動更新サブスクリプションを購入する際、デベロッパに対し、エンドユーザーのアカウントに関する氏名、電子メールアドレスおよび郵便番号を提供する場合があります。ただし、当該ユーザーが、デベロッパへのデータの提供に同意すること、ならびに、デベロッパが、当該データをデベロッパ自身の製品のプロモーションにのみ使用し、かつ、デベロッパのライセンスアプリケーション内で容易に閲覧可能で同意を与えられている、デベロッパの一般公開されているプライバシーポリシーを厳守することを条件とします。ユーザーがこれらの情報を送信することに同意している場合、デベロッパはサブスクリプションの延長を促す無料のインセンティブを提供することができます。

3.13 デベロッパは、一部の地域において、本契約、本別紙 2、および以下の条件に従って、サブスクリプションオファーコードを使用してデベロッパの自動更新サブスクリプションのプロモーションをすることができます。

(a) サブスクリプションオファーコードとは、これらの条件に従い Apple がデベロッパに提供するコードであり、デベロッパから 1 つ以上のサブスクリプションオファーコードを提供されたエンドユーザーが、デベロッパのライセンスアプリケーションをダウンロードまたはこれにアクセスできるようになるものです。

(b) デベロッパにより、App Store Connect ツールを通じて請求を受けたときは、Apple はサブスクリプションオファーコードをデベロッパに対して電子的に提供するものとします。サブスクリプションオファーコードは、デベロッパに提供されたときに、エンドユーザーが使用できるようアクティブになります。

デベロッパは、デベロッパのライセンスアプリケーションを販売または配布することが許可されていない地域において、アクティブでなくなったサブスクリプションオファーコードをエンドユーザーに配布してはならないものとします。

デベロッパは、地域外における使用のためにいかなるサブスクリプションオファーコードも輸出しないものとし、また、かかる輸出の権利または能力を有していると表明しないものとします。

サブスクリプションオファーコードに対する権原の喪失および移転の危険は、デベロッパに引き渡されたときにデベロッパに移転します。

デベロッパは、デベロッパがサブスクリプションオファーコードを配布する地域における適用法令をすべて遵守するものとします。

(c) Apple は、サブスクリプションオファーコード自体を除き、サブスクリプションオファーコードに関連するいかなる素材の開発および作成についても責任を負わないものとします。

デベロッパは、サブスクリプションオファーコードの売却、またはサブスクリプションオファーコードの配布に関連していかなる形式の支払い、現物取引もしくはその他の報酬の受け取りもしないものとし、また、第三者にかかる行為をさせないものとします。

エンドユーザーがサブスクリプションオファーコードを使用してデベロッパのライセンスアプリケーションのサブスクリプションに無料でアクセスできる期間において、デベロッパは本書により、かかるアクセスに対する使用料、収益もしくは報酬について、本契約、本別紙 2 および本契約に対する別紙 1 の適用ある場合に、本項の定めがなければこれらに基づき支払われることがあるか否かにかかわらず、これらを徴収する一切の権利を放棄するものとします。両当事者は、Apple およびデベロッパ間においては、サブスクリプションオファーコードによりデベロッパのライセンスアプリケーションでサブスクリプションにアクセスするエンドユーザーに関する第三者に対する使用料の支払いまたはこれに類する支払いに対する各当事者の責任は本契約および本別紙 2 の定めによるものとするを認めるものとします。

デベロッパは、デベロッパによるサブスクリプションオファーコードの使用（デベロッパの App Store Connect チームのその他のメンバーによる使用を含みます）およびこれによるデベロッパまたは Apple に対する一切の損失または債務につき、単独で責任を負うものとします。

デベロッパのライセンスアプリケーションがなんらかの理由で App Store から削除された場合、デベロッパは、すべてのサブスクリプションオファーコードの配布を停止すること、および Apple は当該サブスクリプションオファーコードを無効化することができることに同意するものとします。

デベロッパは、Apple が、デベロッパが本契約または本別紙 2 の条項のいずれかに違反した場合、すでにエンドユーザーに配布済みであったとしても、当該サブスクリプションオファーコードを無効化する権利を有することに同意するものとします。

(d) デベロッパは、以下のサブスクリプションオファーコードに関するエンドユーザー条項を、エンドユーザーにサブスクリプションオファーコードを配布するために使用されるすべての手段（たとえば、証明書、カード、電子メール、クーポン、オンライン投稿）において、記載する必要があります。(i) コードの有効期限日または提供数が終了するまでであること、(ii) コードを利用できる地域、(iii) Apple ID が必要であり、使用許諾条項および利用規約に事前に同意する必要があること、(iv) コードは転売できないこと、およびコードに金銭的な価値がないこと、(v) 全条項が適用されること (<https://www.apple.com/legal/internet-services/itunes/>を参照)、および (vi) オファーおよびコンテンツはデベロッパにより提供されること。

3.14 利用可能な場合、デベロッパは、デベロッパが提供する複数のライセンスアプリケーションを 1 つのコレクション（以下、「バンドル」といいます）として、App Store Connect ツールに定められ、随時アップデートされることがある、デベロッパが指定した価格帯で、エンドユーザーに提供することができるものとします。さらに、デベロッパは本書により、Apple が、バンドル内の全部ではなく一部のライセンスアプリケーションを購入したユーザーに対し、バンドル内の残りのアイテムへのアクセスおよび当該アイテムのダウンロード（以下、「コンプリート・マイ・バンドル」または「CMB」といいます）を CMB 価格で提供することを許可し、指示するものとします。デベロッパは、CMB 価格（デベロッパが設定したバンドル価格からユーザーが先に購入済みのライセンスアプリケーションに対して支払った小売価格の合計を差し引いた金額に相当します）に対する収益を受け取るものとします。CMB 価格が App Store Connect ツールに定められている価格帯のもとで価格帯 1 より低くゼロより高い場合、デベロッパは本書により、Apple が当該ユーザーに対する CMB 価格を価格帯 1 に設定することを許可し、指示するものとします。CMB 価格がゼロより低い場合、デベロッパは本書により、Apple がバンドル内の残りのライセンスアプリケーションをエンドユーザーに無料で提供することを許可し、指示するものとします。各 CMB 取引は、デベロッパの明細書に以下のように反映されます。(i) バンドルに支払われた価格でのバンドル全体の新規販売（CMB 販売と記載）、および、(ii) 対象となる、バンドルに含まれている購入済みの各ライセンスアプリケーションについて、当該ライセンスアプリケーションにこれまで支払われた金額の返金（すなわち、マイナスの取引）（それぞれ CMB 返金と記載されます）。価格帯ゼロで提供されるバンドルでは、本別紙 2 の第 3.8 条に従って、バンドルに含まれる各ライセンスアプリケーションで自動更新サブスクリプションサービスを提供する必要があります。また、バンドルに含まれるいずれかのアプリケーション内からそうしたサブスクリプションサービスを購入するユーザーは、追加費用なしで、バンドル内のその他の各ライセンスアプリケーションでも当該サブスクリプションサービスにアクセスできなければなりません。

4. 所有権およびエンドユーザーへの使用許諾

4.1 本契約の当事者は、Apple がライセンスアプリケーション、その情報に対する所有権および権原を取得しないことを認め、同意するものとし、ライセンスアプリケーションに関する所有権、損失リスク、責任および管理権はすべて、常に、デベロッパに存するものとします。Apple は、ライセンスアプリケーションおよびライセンスアプリケーション情報を、目的または方法の如何を問わず、一切使用してはならないものとします。ただし、本契約または本別紙 2 で特に許可した場合はこの限りでないものとします。

4.2 デベロッパは、本別紙 2 の 2.1 条に基づきライセンスアプリケーションを Apple に配信する際に、当該ライセンスアプリケーションに対するデベロッパ自身のエンドユーザー使用許諾契約を Apple に対して提出できるものとします。ただし、デベロッパのエンドユーザー使用許諾契約には、本別紙 2 の添付書類 D に定める最低条件を盛り込むこととし、この最低条件との齟齬があってはならないものとします。また、デベロッパのエンドユーザー使用許諾契約は、エンドユーザーによるライセンスアプリケーションのダウンロードを Apple が許可することをデベロッパが希望するあらゆる地域の適用法令をすべて遵守しなければならないものとします。Apple は、各エンドユーザーに対し、Apple が当該ライセンスアプリケーションを当該エンドユーザーに配信する際に、デベロッパのエンドユーザー使用許諾契約(存在する場合)を確認することができるようにするものとします。また、Apple は、各エンドユーザーに対し、当該ライセンスアプリケーションの使用は、デベロッパのエンドユーザー使用許諾契約(存在する場合)で定める条件の適用を受ける旨を告知するものとします。デベロッパがライセンスアプリケーションに関するデベロッパ自身のエンドユーザー使用許諾契約を Apple に提出しない場合、デベロッパは、各エンドユーザーによる当該ライセンスアプリケーションの利用について、Apple の標準エンドユーザー使用許諾契約(App Store サービス規約に含まれます)が適用されることを認め、これに同意するものとします。

4.3 デベロッパは、各ライセンスアプリケーションに対するエンドユーザー使用許諾契約は、デベロッパとエンドユーザーの間だけの契約であり、かつ、適用される法令を遵守したものであることを認めるものとします。Apple は、いかなるエンドユーザー使用許諾契約に対して一切の責任がなく、またそれに基づくいかなる賠償責任も負わないものとし、デベロッパもしくはエンドユーザーが、いかなるエンドユーザー使用許諾契約の条項に違反しても、Apple に一切責任は生じず、それに基づくいかなる賠償責任も負わないものとします。

5. コンテンツの制約およびソフトウェアのレーティング

5.1 デベロッパは、以下のすべての事項に相違がないことを表明および保証するものとします。(a) デベロッパは、本契約を締結する権利を有すること、および、各カスタムアプリケーションを複製し配布する権利、ならびにエンドユーザーが、1 つか複数の App Store を介して各ライセンスアプリケーションをダウンロードすることを Apple が許可する権限を Apple に与えること。(b) ライセンスアプリケーション、または Apple もしくはエンドユーザーによる当該ライセンスアプリケーションの許可された使用は、いかなる個人、組織、法人、その他の団体の特許権、著作権、商標権、営業秘密、知的財産権あるいは契約上の権利を一切侵害しないこと、および、デベロッパは、単独または複数の第三者のために、ライセンスアプリケーションを Apple に提出しないこと。(c) ライセンスアプリケーションは、すべて、デベロッパが本別紙 2 第 2.1 条で指定した地域それぞれで流通、販売、利用すること、当該指定地域へ輸出あるいは輸入することが当該地域の法規制およびその他の適用のあるあらゆる輸出入規制を遵守していること。(d) ライセンスアプリケーションはいずれも、猥褻や、公序良俗に反するようなもの、あるいは、デベロッパが本別紙 2 の第 2.1 条で指定した地域の法令規則で禁止あるいは制限されているようなものは一切含んでいないこと。(e) ライセンスアプリケーションに関する情報など、App Store Connect のツールを使用してデベロッパが提供するあらゆる情報は、正確であること、また万一かかる情報が正確性を欠くようになった場合には、デベロッパが App Store Connect ツールを使用して直ちに正確なものとなるよう更新すること、ならびに、(f) デベロッパのライセンスアプリケーションのコンテンツまたは App Store でのデベロッパによる知的財産の使用をめぐる争議が発生した場合、デベロッパは、当該の争議を提起する当事者とのデベロッパの連絡先情報の共有を Apple に認めること、および、非排他的に、かつ、当事者の法的権利の放棄を伴わずに、Apple のアプリケーション争議に関するプロセスに従うことに同意すること。

5.2 デベロッパは、App Store Connect に定めるソフトウェアレーティングツールを用いて、デベロッパが納品したライセンスアプリケーションそれぞれの、Apple による App Store を介して本別紙 2 に基づき実施する販売および Apple の義務履行に関する情報を提供し、ライセンスアプリケーションそれぞれに対してレーティングを行うものとします。各ライセンスアプリケーションに対して評価を行うため、デベロッパは、ソフトウェアレーティングツールを利用して、当該ライセンスアプリケーションのコンテンツに関して正確かつ包括的な情報を提供すべく最善の努力をなすものとします。デベロッパは、Apple が本契約でデベロッパが指定する国でエンドユーザーがライセンスアプリケーションをダウンロードすることができるようにするため、次の(i)および(ii)を信頼していることを認め、これに同意するものとします。(i) デベロッパは、各ライセンスアプリケーションについて必要な情報の正確かつ完全な提供を誠実に行ったこと、ならびに、(ii) かかるライセンスアプリケーションを以下に指定する各地域でエンドユーザーがダウンロードできるようにすることに

対して、本別紙第 5.1 条に示す事実関係の表明および保証を行ったこと。なお、デベロッパは、Apple に対し、不正確なレーティングが付与されたデベロッパのあらゆるライセンスアプリケーションのレーティングを訂正する権限を与えるものとします。そして、デベロッパは、かかる訂正されたレーティングに同意するものとします。

5.3 本契約でデベロッパが指定する地域が、当該ライセンスアプリケーションの配布または利用の条件として、政府または業界の規制当局による承認またはレーティングを要求した場合、デベロッパは、Apple が、当該地域のエンドユーザーが App Store またはカスタム App の配信サイトから当該ライセンスアプリケーションをダウンロードすることを拒否することを選択することができることに異議を述べないものとします。

5.4 子どもを対象としている、またはその他の方法で子どもを引きつける可能性が高いライセンスアプリケーション、および購入するように子どもに働き掛けたり(「今すぐ購入」または「今すぐアップグレード」などの語句を含みますが、これらに限定されません)、子どものために購入するよう他者に促したりするライセンスアプリケーションは、かかるマーケティング活動が違法とされている地域において提供してはならないものとします。デベロッパは、本別紙 2 の第 5.1 条(c)項に従って、デベロッパのライセンスアプリケーションが適用法令(消費者保護、マーケティングおよびゲームに関する法律を含みますが、これらに限定されません)を遵守していることについて全責任を負うことに明示的に同意するものとします。欧州連合の加盟地域における法的要件の詳細は、http://ec.europa.eu/justice/consumer-marketing/unfairtrade/index_en.htm をご確認ください。

6. 義務および責任

6.1 Apple は、エンドユーザーによるライセンスアプリケーションのインストールまたは使用に関して、一切責任を負わないものとします。すなわち、デベロッパは、各ライセンスアプリケーションについて、その製品保証、エンドユーザーの支援、および製品サポートすべてについて、全責任を負うものとします。

6.2 デベロッパは、(i) エンドユーザー使用許諾契約または適用法令に基づく保証違反に関する請求、(ii) 製造物責任に関する請求、(iii) ライセンスアプリケーションのいずれか、またはエンドユーザーによるライセンスアプリケーションの保有もしくは使用が、第三者の著作権またはその他の知的財産権を侵害しているという請求を含みますがそれに限定されない、ライセンスアプリケーションまたはエンドユーザーによるライセンスアプリケーションの使用またはその両者に起因もしくは関連するあらゆる請求、訴訟、債務、損失、損害、費用、支出について全責任を負うものとし、Apple は一切義務および責任を負わないものとします。

6.3 Apple が、エンドユーザーから、(i) エンドユーザーがライセンスアプリケーションをダウンロードした日から 90 日以内、もしくは第 3.8 条に従って提供される自動更新サブスクリプション期間が終了してから 90 日以内(かかる自動更新サブスクリプション期間が 90 日未満である場合)に、エンドユーザーが当該ライセンスアプリケーションの使用許諾の解約を希望している旨、または、(ii) ライセンスアプリケーションが、デベロッパの仕様、デベロッパの製品保証、もしくは適用法令の要件に準拠していない旨の通知もしくは請求を受け取った場合、Apple は、当該ライセンスアプリケーションに対してエンドユーザーが支払った価格の全額をエンドユーザーに返金することができるものとします。Apple がかかる価格をエンドユーザーに返金した場合、デベロッパは、当該ライセンスアプリケーションの価格に等しい金額を Apple に払い戻すか、その金額分のクレジットを Apple に付与するものとします。エンドユーザーがライセンスアプリケーションに対する返金を受け取った旨の通知または請求を Apple がペイメントプロバイダから受け取った場合、デベロッパは、当該ライセンスアプリケーションの価格に等しい金額を Apple に払い戻すか、その金額分のクレジットを Apple に付与するものとします。

7. 終了

7.1 本別紙 2 および Apple の本別紙に基づくすべての義務は、本契約の期間満了または解除と同時にすべて終了するものとします。かかるいずれかの終了にかかわらず、Apple は、(i) 終了日より前(本別紙の第 1.4 条に定めるフェーズアウト期間を含みます)にエンドユーザーがダウンロードしたライセンスアプリケーションのすべてのコピーに対するすべての手数料、および、(ii) 終了日の前後を問わず、本別紙 2 の第 6.3 条に従って Apple がエンドユーザーに支払った返金に対する払い戻しを、デベロッパから受け取る権利を有するものとします。本契約が終了した場合、Apple は、エンドユーザーへの返金を算出し、それと相殺するために、Apple が合理的であると判断する期間、デベロッパに対するすべての支払いを保留することができます。デベロッパまたはその関連するデベロッパが、疑わしい、誤解を招く、詐欺的な、不適切な、非合法の、または不誠実な行為または不作為に関与した場合、またはほかのデベロッパを関与させるようにした、奨励した、参加したと Apple が判断した、または疑いを持って場合、Apple は、デベロッパまたはかかるほかのデベロッパに対する支払いを保留する場合があります。

7.2 デベロッパがライセンスアプリケーションを配布する法的権利を喪失した場合、または、本別紙 2 に基づき Apple に対してエンドユーザーが当該ライセンスアプリケーションにアクセスすることを許可する権限を与える法的権利を喪失した場合、デベロッパは、すみやかに Apple に通知し、かつ、App Store Connect サイトに設けたツールを用いて、App Store より当該ライセンスアプリケーションを削除するものとします。ただし、デベロッパが本第 7.2 条に基づいてかかる削除を行った場合であっても、本別紙 2 に基づくデベロッパの Apple に対する義務、または Apple またはエンドユーザーに対するライセンスアプリケーションに関するいかなる責任も免責されるものではありません。

7.3 Apple は、いつでも、理由の如何にかかわらず、デベロッパに対して解除通知をすることにより、エンドユーザーによるライセンスアプリケーションの販売、提供、およびダウンロードの許可を中止する権利を留保します。本第 7.3 条の一般性を制限することなく、デベロッパは、Apple が、(i) 添付書類 A に列挙する 1 つまたは複数の地域に当該ライセンスアプリケーションを輸出することが輸出管理令またはその他の法令により許可されていない、(ii) 当該ライセンスアプリケーション、またはエンドユーザーによる当該ライセンスアプリケーションの所有もしくは使用が第三者の特許権、著作権、商標権、営業秘密、その他の知的財産権を侵害する、(iii) 当該ライセンスアプリケーションの配布、販売、または使用が、本別紙 2 の第 2.1 条に基づき、デベロッパが指定する 1 つか複数の地域の適用法令に違反する、(iv) デベロッパが、本契約、本別紙 2、またはその他のドキュメント (App Store Review ガイドラインを含みますが、これに限定されません) の条件に違反した、(v) デベロッパのライセンスアプリケーションが本別紙 2 の第 5.4 条に違反した (規制当局から違反の疑いについて通知された場合を含みますが、これに限定されません)、または (vi) デベロッパ、デベロッパの代理人、またはデベロッパ企業が、Apple が事業を展開するいずれかの地域における制裁措置の対象になっている、と合理的に判断する場合、Apple の自由裁量により、ライセンスアプリケーションの一部または全部の販売およびエンドユーザーによるダウンロードの許可を中止したり、その他の暫定的措置を講じたりすることがあることを認めるものとします。Apple が、本第 7.3 条に基づいて、ライセンスアプリケーションの販売およびダウンロードの許可を中止する選択を行った場合であっても、本別紙 2 に基づくデベロッパの義務は免責されないものとします。

7.4 デベロッパは、App Store Connect サイトのツールを用いて理由の如何によらず、随時、ライセンスアプリケーションの全部または一部を App Store から削除することができるものとします。ただし、デベロッパのエンドユーザーに関して、デベロッパは、本条をもって、Apple に対し、本別紙 2 の第 5.1 条および 7.2 条に基づきデベロッパが別段の意思表示をしない限り本契約の解除または期間満了後も有効に存続する本別紙 2 の第 1.2 条 (b) 項、同 (c) 項および同 (d) 項を履行することを許可および指示するものとします。

8. 法的影響

本別紙 2 に基づくデベロッパと Apple の関係は、デベロッパに対して、重要な法的影響、または、税務上の影響をもたらすことがあります。デベロッパは、本契約に基づくデベロッパの法的義務および納税義務について、デベロッパの顧問弁護士および顧問税理士と協議することに責任を負うことを認め、これに同意するものとします。

デベロッパは、本書により Apple がデベロッパに提供する本別紙 3 に対し、クリックして同意することにより、デベロッパと Apple との間で現在有効である特定の Apple Developer Program License Agreement (以下、「本契約」といいます) を修正して本契約に本別紙 3 を追加する (既存の別紙 3 がある場合は置き換える) ことについて、Apple に同意するものとします。本契約において別段の定めがある場合を除き、(英文で) 大文字で始まる用語は、すべて本契約で定められている意味を有するものとします。

別紙 3

1. 代理人およびコミッショナーの指名

1.1 デベロッパは、本契約により、Apple および Apple の子会社 (以下「Apple」と総称します) を、(i) 本別紙 3 に対する添付書類 A 第 1 条に列挙する地域 (変更されることがあります) に所在する、カスタム App の配信の顧客および該当するエンドユーザーに対するカスタム App の配信を介したデベロッパのカスタムアプリケーションのマーケティング、販売および配布のためのデベロッパの代理人として、かつ、(ii) 本別紙 3 に対する添付書類 A 第 2 条に列挙する地域 (変更されることがあります) に所在する、カスタム App の配信の顧客および該当するエンドユーザーに対するデベロッパのカスタムアプリケーションのマーケティング、販売および配布のためのデベロッパのコミッショナーとして、配布期間中、指名するものとします。デベロッパのカスタムアプリケーションに関してデベロッパが選択できる App Store の地域の最新のリストは、App Store Connect ツールにおいて定められなければならない、かつ、Apple によって随時アップデートされることがあるものとします。デベロッパは、Apple が、カスタム App の配信サイトを介して、デベロッパのために、デベロッパに代わり、カスタムアプリケーションを販売し、かつカスタム App の配信の顧客がカスタムアプリケーションを購入し、エンドユーザーがダウンロードできるようにすること、または特定の Apple ライセンスソフトウェアに関してのみ、カスタム App の配信の顧客が複数のエンドユーザーに配布するために単一の Apple ID を使用してダウンロードできるようにすることを認めるものとします。

本別紙 3 において、以下が適用されます。

「コンテンツコード」とは、Apple が作成し、カスタム App の配信の顧客に配布するアルファベットと数字で表示されたコンテンツコードを意味し、エンドユーザーは、このコードを利用してカスタムアプリケーションの使用許諾されたコピーをダウンロードすることができます。

「カスタムアプリケーション」には、デベロッパが In-App Purchase API を使用してカスタムアプリケーション内で販売している、あらゆる追加的な許可されている機能、コンテンツ、またはサービスも含まれます。

「エンドユーザー」とは、組織の購入者によりカスタムアプリケーションの使用を許された個人または故人アカウント管理連絡先、共有デバイス上へのインストールの管理について責任を負う当該組織の管理者、ならびに Apple が承認した教育機関で、その従業員、代理人、関連会社に使用させるためにカスタムアプリケーションを入手した機関を含む、認定された組織の購入者自身をいいます。

「ライセンスアプリケーション」は、ソフトウェアアプリケーション内で提供されるコンテンツ、機能、拡張機能、スタンプ、またはサービスを含むものとします。

「ライセンスアプリケーション情報」は、カスタムアプリケーションに関連するライセンスアプリケーション情報を含みます。

「ボリュームコンテンツサービス」とは、ボリュームコンテンツ規約、条件、およびプログラム要件に従い、大量にカスタムアプリケーションを取得する能力およびライセンスアプリケーションを購入する機能を提供する Apple プログラムをいいます。

「カスタム App の配信の顧客」とは、Apple のボリュームコンテンツサービスまたはカスタムアプリケーションの配信に登録されている第三者をいいます。

「デベロッパ」には、デベロッパがデベロッパを代理してライセンスアプリケーションおよび関連するメタデータを提出する権限を付与した App Store Connect ユーザーが含まれます。

1.2 本別紙 3 の第 1.1 条に基づく Apple の指名に基づき、デベロッパは Apple に対して以下の各号のすべてを許可し、指示するものとします。

(a) デベロッパのために、App Store Connect ツールで特定された地域に所在する、デベロッパにより特定されたカスタム App の配信の顧客およびそうした顧客に関連するエンドユーザーについて、カスタムアプリケーションを販売、勧誘、および入手すること。

(b) カスタムアプリケーションの保存およびエンドユーザーによるアクセスのため、ならびに特定の Apple ライセンスソフトウェアに関してのみ当該カスタムアプリケーションのホスティングを第三者に許可するために、デベロッパにホスティングサービスを提供すること。

(c) セキュリティソリューションおよび本契約で特定されたその他の最適化の追加を含め、エンドユーザーが取得およびダウンロードするために、カスタムアプリケーションのコピーの作成、フォーマット、およびその他の準備を行うこと。

(d) カスタム App の配信サイトを介して、エンドユーザーが、デベロッパが開発した当該カスタムアプリケーション、ライセンスアプリケーション情報、および関連するメタデータを取得し、電子的にダウンロードできるように、エンドユーザーが、カスタムアプリケーションのコピーにアクセスおよび再アクセスすることを許可すること、または、ボリュームコンテンツ購入の国外移転の場合には、エンドユーザーがそうできるように調整すること。さらに、デベロッパは、本別紙 3 に基づき、以下の場合にデベロッパのカスタムアプリケーションの配布を許諾するものとします。(i) 単一の組織の顧客がボリュームコンテンツサービスを介して、所属するエンドユーザーが利用できるようにカスタムアプリケーションを購入し、複数のエンドユーザーが使用する場合、または、ボリュームコンテンツ規約、条項、およびプログラム要件に従い、その組織の顧客が所有または管理する、Apple ID と関連付けられていないデバイスにインストールするためにカスタムアプリケーションを購入し、複数のエンドユーザーが使用する場合、ならびに (ii) デベロッパのカスタムアプリケーションにアクセスするために、および <https://support.apple.com/kb/HT212360> に記載の通り、iCloud に保存された関連する情報とメタデータにアクセスするために、エンドユーザーの適格の故人アカウント管理連絡先によって使用される場合。

(e) カスタム App の配信の顧客が支払うべきカスタムアプリケーションの購入価格について請求書を発行すること。

(f) デベロッパが宣伝目的で使用する権利を有さず、かつ、本別紙 3 の第 2.1 条に基づき、デベロッパが Apple に当該カスタムアプリケーションを配布したときに、デベロッパが書面で特定したカスタムアプリケーション、商標もしくはロゴ、またはカスタムアプリケーション情報の該当部分を除き、宣伝目的で、マーケティング資料において、および車両ディスプレイに関して、(i) カスタムアプリケーションのスクリーンショットまたは 30 秒までの抜粋、(ii) カスタムアプリケーションに関連する商標およびロゴ、ならびに (iii) ライセンスアプリケーション情報を使用すること。さらに、宣伝目的で、マーケティング資料において、および車両ディスプレイに関して、Apple の合理的な要請時に、デベロッパが、Apple に提供することがある画像およびその他の素材を使用すること。ならびに、

(g) その他、カスタムアプリケーション、ライセンスアプリケーション情報ならびに別紙 3 に基づきカスタムアプリケーションの販売および配布時に合理的に必要な場合に関連資料を使用すること。デベロッパは、本別紙 3 の第 1.2 条で定める権利に関し、使用料その他一切の支払いがなされないことについて同意するものとします。

1.3 両当事者は、本別紙 3 に基づくその関係が、添付書類 A 第 1 条および添付書類 A 第 2 条でそれぞれ定める通り、場合により、本人および代理人、または本人およびコミッショナーであること、ならびに、本別紙 3 で定める通り、デベロッパが、本人として、カスタムアプリケーションに関与または関連あらゆる債権債務につき、単独で責任を負うことを認め、これに同意するものとします。両当事者は、本別紙 3 に基づく、デベロッパによる、場合によりデベロッパの代理人またはコミッショナーとしての、Apple の指名は、非独占的なものであることを認め、これに同意するものとします。デベロッパは、本書において、デベロッパのカスタムアプリケーションを配布するために、Apple および Apple 子会社をデベロッパの全世界における代理人またはコミッショナーに選任するために必要な権利をデベロッパが所有または管理していること、ならびに、Apple および Apple 子会社によるかかる選任の履行がいかなる第三者の権利にも違反または侵害しないことを表明および保証するものとします。

1.4 本別紙 3 に関して、「配布期間」とは、本契約の発効日から開始する期間をいうものとし、本契約またはその更新版の最終日をもって失効する期間をいいます。ただし、デベロッパの代理人またはコミッショナーとしての Apple の指名は、本契約の終了後も、デベロッパのカスタムアプリケーションの最後の未利用のコンテンツコードが利用されてから 30 日を超えない合理的なフェーズアウト期間中、有効に存続し、さらに、デベロッパが本別紙 3 の第 5.1 条および第 7.2 条に基づき別段の意思表示をしない限り、デベロッパのエンドユーザーに関してのみ、本別紙 3 の第 1.2 条(b)項、同(c)項および同(d)項は、本契約の解除または期間満了後も有効に存続します。

2. Apple へのカスタムアプリケーションの配信

2.1 デベロッパは、App Store Connect ツールを使用して、Apple に対してライセンスアプリケーション、カスタムアプリケーション情報ならびに関連メタデータを、本別紙 3 に基づきエンドユーザーからカスタムアプリケーションの配布を要求されているように Apple が指定するフォーマットで、自己の負担をもって配信するものとします。本別紙 3 に基づきデベロッパが Apple に提供するメタデータは、以下の各号すべてを含むものとします。(i) 各カスタムアプリケーションのタイトルおよびバージョン番号、(ii) カスタムアプリケーションの承認された購入者としてデベロッパが指定しており、所属するエンドユーザーがコンテンツコードを使用できるカスタム App の配信の顧客、(iii) あらゆる著作権その他知的財産権の告知、(iv) デベロッパのプライバシーポリシー、(v) 該当する場合、本別紙 3 第 4.2 条に基づくデベロッパのエンドユーザー使用許諾契約 (EULA)、ならびに、(vi) Apple ブランドハードウェア上のコンテンツの検索および開示を拡張するために指定されるメタデータを含む、随時アップデートされ得るドキュメントまたは App Store Connect ツールで定める追加メタデータ。

2.2 すべてのカスタムアプリケーションは、Secure FTP サイトアドレスのサイトのソフトウェアツールまたは Apple が指定するその他配布方法を使用してデベロッパから Apple に配布されるものとします。

2.3 デベロッパは、本別紙 3 に基づきデベロッパが Apple に引き渡すすべてのカスタムアプリケーションが、米国輸出管理規則 15 C.F.R. Parts 730-774 および国際武器取引規則 22 C.F.R. Parts 120-130 を含みますがこれらに限定されない、あらゆる適用法令の条件に従い、米国から添付書類 A に列挙された各地域へ輸出することが許可されていることを保証するものとします。さらに、Apple に提供するカスタムアプリケーションのすべてのバージョンが、国際武器取引規則 22 C.F.R. Parts 120-130 の対象ではなく、軍事関係のエンドユーザーまたは軍事関係の最終用途向けに設計、製造、変更、または構成されたものではないことを表明および保証するものとします。本第 2.3 条の一般性を制限することなく、デベロッパは、(i) いかなるカスタムアプリケーションも、いかなるデータ暗号化もしくは暗号機能も含まず、それらを使用せず、またはそれらをサポートしておらず、または (ii) いずれかのカスタムアプリケーションが、かかるデータ暗号化もしくは暗号機能を含み、それらを使用し、またはそれらをサポートしている場合、デベロッパは、必要に応じて、米国商務省産業安全保障局 (以下「BIS」といいます) が発行する輸出規制分類番号 (CCATS)、または BIS に提出する自己分類報告書、および当該カスタムアプリケーションに関する輸入許可を要求するその他の地域からの適切な許認可を保有し、かつ、要請に応じて、これらの PDF コピーを Apple に提供するものとします。デベロッパは、本別紙 3 に基づくカスタムアプリケーションにエンドユーザーがアクセスしたり、ダウンロードしたりできるように定める第 2.3 条のデベロッパの証明を Apple が信頼していることを認めるものとします。本第 2.3 条の定める以外の事項について、Apple は、本別紙 3 に基づくカスタムアプリケーションへのエンドユーザーのアクセスならびにダウンロードを可能にする輸出行政規則の条件に適合することに責任を有するものとします。

2.4 デベロッパは、その地域の各場所におけるデベロッパのカスタムアプリケーション内で提供されたあらゆるビデオ、テレビ、ゲーム、またはほかのコンテンツに対して適用される政府の規制、評価委員会、サービス、またはほかの組織 (以下、それぞれを「評価委員会」といいます) が要求するあらゆる年齢評価またはベアレンタルアドバイザリーサービスを決定し実装する責任を負うものとします。該当する場合、デベロッパはまた、エンドユーザーがデベロッパのカスタムアプリケーション中の、成人向けまたはほかの規制されたコンテンツにアクセスできるようにする前に、コンテンツ制限ツールまたは年齢認証機能を提供する責任を負うものとします。

3. エンドユーザーへのカスタムアプリケーションの配信

3.1 デベロッパは、Apple が、デベロッパの代理人またはコミッショナーとして行為する過程において、デベロッパを代理して、カスタムアプリケーションのホスティングすること、コンテンツコードをカスタム App の配信の顧客に提供すること、および当該カスタムアプリケーションのエンドユーザーによるダウンロードを許可することを認め、これに同意するものとします。ただし、In-App Purchase API を使用してデベロッパが販売したコンテンツまたはサービスのホスティングおよび配信については、カスタムアプリケーション自体に含まれるコンテンツ (すなわち、App 内課金が単に解放されているコンテンツ) またはプログラム契約の第 3.3 条に基づき Apple がホスティングするコンテンツを除き、デベロッパが責任を負担するものとします。すべてのカスタムアプリケーションは、App Store Connect ツールに定められ、Apple により随時アップデートされることがある価格表から、デベロッパの自由裁量により、1 つの価格帯に設定される、デベロッパが指定した価格で、Apple がデベロッパを代理してカスタム App の配信の顧客のエンドユーザーに販売するものとします。デベロッパは、App Store Connect ツールに定められた価格表に従って、あらゆるカスタムアプリケーションの価格帯を、デベロッパの裁量で、いつでも変更することができます。Apple は、デベロッパの代理人またはコミッショナーとして、本別紙 3 に基づいてエンドユーザーが入手したカスタムアプリケーションについて、カスタム App の配信の顧客が支払うべきすべての価格を徴収する責任を単独で負います。

3.2 エンドユーザーへのカスタムアプリケーションの販売または配布が、適用法令に基づいて売上税、使用税、物品サービス税、付加価値税、通信事業税、その他の類似する税金または賦課金の対象となる場合、エンドユーザーへのカスタムアプリケーションの販売に関する当該税金の徴収および納付の責任は、App Store Connect サイト経由で随時アップデートされる、本別紙 3 に対する添付書類 B に従って決定されるものとします。デベロッパは、App Store Connect サイトを通じて随時アップデートされる可能性がある、カスタムアプリケーションに関する税金を分類するために正確な情報を選択および維持することに、単独で責任を負うものとします。これらの税分類は、カスタムアプリケーションの販売および配布に適用されます。デベロッパがカスタムアプリケーションの税分類に関して行った調整は、Apple が合理的な期間内に調整を処理した後、その後のカスタムアプリケーションの販売に対して適用されます。デベロッパがカスタムアプリケーションの税分類に関して行った調整は、Apple が調整を処理する前に発生したカスタムアプリケーションの販売に対しては適用されません。

デベロッパによるカスタムアプリケーションの税分類がいずれかの税務当局によって不正確であるとみなされた場合、デベロッパは、かかる税の処理および結果について単独で責任を負うものとします。Apple が、合理的な裁量で、デベロッパによるカスタムアプリケーションの税分類を不正確であると判断した場合、Apple は、デベロッパが当該税分類を修正するまで、デベロッパに支払うべき金額を信託金額として保持する権利を留保します。デベロッパが税分類を修正した後、Apple は、分類の不正確さに起因する罰金および利息を差し引き、Apple がデベロッパのために信託保持している残りの金額を、本別紙 3 の規定に従い、利息なしでデベロッパに送金します。デベロッパは、売上税、使用税、物品サービス税、付加価値税、通信事業税、その他の税金または賦課金、ならびにそれらに関する罰金または利息の過少納付または過剰納付に対するあらゆる税務当局からの一切の請求について、Apple を補償し、損害を被らせないものとします。

3.3 当事者各自の税務上の遵守義務を履行するために、Apple は、特に (i) デベロッパの居住地域、および (ii) カスタムアプリケーションの販売およびかかるアプリケーションにアクセスできるようにすることを Apple に対して希望する地域としてデベロッパが指定した地域に応じて、デベロッパが本別紙 3 に対する添付書類 C または App Store Connect に列挙する要件を遵守することを求めます。本別紙 3 に対する添付書類 C で求められている税務文書をデベロッパが Apple に提供する前に、Apple がデベロッパのカスタムアプリケーションの購入価格に対応する金額を徴収した場合、Apple は、その金額をデベロッパに送金せず、求められている税務文書をデベロッパが Apple に提供するときまで、デベロッパのためにその金額を保持する判断を下すことができるものとします。Apple は、本第 3.3 条に基づき本別紙 3 の定めに従って、求められているすべての税務文書をデベロッパから受け取った時点で、Apple がデベロッパのために保持していたすべての金額を利息なしでデベロッパに送金するものとします。

3.4 Apple は、本別紙 3 に基づくデベロッパの代理人またはコミッショナーとしての Apple のサービスに対する対価として、以下の手数料を受け取る権利を有するものとします。

Apple は、カスタム App の配信の顧客へのカスタムアプリケーションの販売について、各カスタム App の配信の顧客が支払うべきすべての価格の 30% に相当する手数料を受け取る権利を有するものとします。サブスクリプショングループ(以下に定義)内の有料サブスクリプションサービスの利用が 1 年間を超えた顧客によって行われた自動更新サブスクリプション購入についてのみ、Apple は、保持猶予期間または更改延長期間にかかわらず、以降の更新ごとに各エンドユーザーが支払うべきすべての価格の 15% に相当する手数料を受け取る権利を有するものとします。保持猶予期間とは、顧客のサブスクリプションが(たとえば、解約または不払いなどの理由により)終了してから同じサブスクリプショングループ内の新しいサブスクリプションが開始されるまでの期間を指します。ただし、この期間は 60 日間を超えないものとし、変更されることがあります。更改延長期間とは、顧客のサブスクリプションの更改日を、追加の費用なく延長する期間を指します。本第 3.4 条に基づき Apple が受け取る権利を有している手数料の決定において、カスタム App の配信の顧客が支払うべき価格は、本別紙 3 の第 3.2 条に定める、徴収されるあらゆる税金を差し引いた後の価格とします。

本別紙 3 の第 3.2 条に別途定められている場合を除き、Apple は、本別紙 3 の第 3.4 条に定められている手数料を、カスタムアプリケーションの配布または使用に関連するあらゆる税金またはその他の類似するデベロッパ、Apple、もしくはカスタム App の配信の顧客の義務を含む、あらゆる税金またはその他の政府の賦課金分の減額なしに受け取る権利を有するものとします。Apple が開発したライセンスアプリケーションまたはカスタムアプリケーションの販売について、Apple は手数料を受け取る権利を有しません。

3.5 Apple は、本書に基づきカスタム App の配信の顧客が指定するエンドユーザーに配布されるカスタムアプリケーションの価格として、カスタム App の配信の顧客から金額を徴収するときに、当該カスタムアプリケーションに関する Apple の手数料全額と本別紙の第 3.2 条および第 3.4 条に基づき Apple が徴収するあらゆる税金を差し引いて、Apple の標準的な商慣行に従って当該価格の残額についてデベロッパに送金する、または場合によってはデベロッパ宛てのクレジットを発行するものとします。こうした商慣行には、(i) 銀行振込でのみ送金支払いを行うこと、(ii) 送金支払いが最低月間送金限度額の対象となること、(iii) デベロッパが App Store

Connect サイトで送金に関連する特定の情報を提供する必要があり、および、(iv) 前述の要件に従うことを条件として、対応する金額を Apple がエンドユーザーから受け取った月の末日から 45 日以内に送金支払いが行われることが含まれます。Apple は、当該月に販売されたカスタムアプリケーションおよび Apple からデベロッパに送金される合計金額をデベロッパが特定できるように、詳細な売上報告を各月の末日から 45 日以内に App Store Connect サイトでデベロッパが確認できるようにするものとします。デベロッパは、本書により、カスタム App の配信の顧客へのコンテンツコードの提供について、Apple が当該カスタムアプリケーションの価格を当該カスタム App の配信の顧客から徴収できない場合でも、Apple が本第 3.5 条に従って手数料を受け取る権利を有することを認め、これに同意するものとします。Apple がカスタム App の配信の顧客から受け取ったカスタムアプリケーションの購入価格の通貨が Apple とデベロッパとの間で合意した送金通貨以外である場合、当該ライセンスアプリケーションの購入価格は、本別紙 3 の第 3.1 条に従って、App Store Connect ツールに反映されており随時アップデートされることがある、その配布期間について固定の為替レートで送金通貨に変換され、Apple がデベロッパに送金する金額が決定されるものとします。Apple は、App Store Connect において、デベロッパが送金受取先として指定している銀行口座の主要通貨(以下、「指定通貨」といいます)を指定できるようにする手段を提供することがあります。Apple は、デベロッパに送金する前に、Apple の提携銀行に送金通貨が指定通貨以外であるすべての送金を指定通貨に変換させることができるものとします。デベロッパは、その結果生じる為替差額または Apple の提携銀行により請求される手数料が、当該送金から差し引かれることがあることに同意するものとします。デベロッパは、デベロッパの提携銀行またはデベロッパの提携銀行と Apple の提携銀行を仲介する銀行から請求される手数料(たとえば、銀行振込手数料)をすべて支払う責任を継続的に負うものとします。

3.6 Apple の手数料またはカスタム App の配信の顧客が支払うべきカスタムアプリケーションの価格が、(i) 源泉徴収もしくは類似する税金、(ii) 本別紙の第 3.2 条に基づき Apple が徴収していない売上税、使用税、物品サービス税、付加価値税、通信事業税、もしくはその他の税金もしくは賦課金、または、(iii) その他のあらゆる性質の税金もしくは政府の賦課金の対象となる場合、こうした税金もしくは賦課金は全額、デベロッパのアカウントのみに対するものであり、本別紙 3 に基づき Apple が受け取る権利を有している手数料がこれにより減額されることはないものとします。

3.7 Apple からのデベロッパに対する送金が源泉徴収または類似する税金の対象となる場合、こうした源泉徴収または類似する税金は全額、デベロッパのアカウントのみに対するものであり、当該取引において Apple が受け取る権利を有している手数料は減額されないものとします。Apple は、こうした税金を支払う義務があると合理的に判断した場合、その源泉徴収または類似する税金の全額をデベロッパへの未払い金の総額から差し引き、源泉徴収した金額を所轄の税務当局に全額納付するものとします。Apple は、適用される租税条約で源泉徴収税の軽減税率が定められている場合、その軽減税率を適用します。ただし、デベロッパが当該租税条約で求められている、またはその他 Apple が満足できる、デベロッパが源泉徴収税のかかる軽減税率の恩恵を受ける権利を有していることを立証するために十分な文書を Apple に提供している場合に限り、Apple が合理的に指定する手段を使用して、デベロッパから Apple に対し適時に書面による要求があった場合、Apple は、Apple がデベロッパを代理して所轄の税務当局に納付した源泉徴収または類似する税金の金額をデベロッパに報告するために商業上現実的な努力を払うものとします。デベロッパは、こうした源泉徴収または類似する税金、ならびに罰金またはその利息の過少納付(源泉徴収税の軽減税率の恩恵を受けるためのデベロッパの権利の取得または喪失に関する、デベロッパによる誤った請求または表明に起因する過少納付を含みますが、これに限定されません)に対する所轄の税務当局からのあらゆる請求について、Apple を補償し、損害を被らせないものとします。

3.8 デベロッパは、一部の地域において、本別紙 3 の条件に従って、In-App Purchase API を使用して自動更新サブスクリプションを提供することができます。ただし、以下の条件を満たしている場合に限り、

(a) 自動更新機能は、デベロッパが App Store Connect ツールで選択する価格で、1 週間ごと、1 か月ごと、2 か月ごと、3 か月ごと、半年ごと、または 1 年ごとの設定である必要があります。ただし、デベロッパは複数のオプションを提供することができます。

(b) デベロッパは、デベロッパの自動更新サブスクリプションに関する以下の情報を、明確かつ目立つ形でユーザーに開示するものとします。

- 自動更新サブスクリプションのタイトル(アプリケーション内の製品名と同じである場合があります)
- サブスクリプションの期間
- サブスクリプションの価格および単価(該当する場合)

デベロッパのライセンスアプリケーション内またはカスタムアプリケーション内からデベロッパのプライバシーポリシーおよび利用規約へのリンクにアクセスできる必要があります。

(c) デベロッパは、販売されるサブスクリプション期間全体(デベロッパが承認した請求の猶予期間を含みます)にわたって提供を実施する必要があります。デベロッパは、本別紙 3 の本第 3.8 条(c)項に違反した場合、本書により、Apple に対し、当該サブスクリプションに対してエンドユーザーが支払った価格の全額または一部を、Apple の自由裁量により、エンドユーザーに返金することを許可し、指示するものとします。請求の猶予期間とは、請求の誤りが解消されていないユーザーに対してデベロッパが有料サービスを無料で提供することに同意している期間を指します。Apple がそうした価格をエンドユーザーに返金した場合、デベロッパは、当該サブスクリプションの価格に等しい金額を Apple に払い戻すか、それに対するクレジットを Apple に付与するものとします。デベロッパは、本規定に繰り返し違反した場合、Apple が本別紙 3 の第 7.3 条に基づく Apple の権利を行使できることを認めるものとします。

3.9 デベロッパは、既存のサブスクリプションアイテムの価格を変更する場合、App Store Connect ツールでその意思を示すことで、デベロッパの既存の顧客について現在の価格を保持することを選択できます。エンドユーザーの同意が必要となる地域に所在する既存のサブスクリプション利用者に対してデベロッパが価格を引き上げた場合、そうしたサブスクリプション利用者には新しい価格の確認および同意が求められ、同意がない場合は自動更新機能が無効になります。

3.10 デベロッパは、デベロッパのカスタムアプリケーションの内外で自動更新サブスクリプションのプロモーションおよび販売をする場合、あらゆる法規制上の要求を遵守しなければなりません。

3.11 カスタムアプリケーション内で購入されるサブスクリプションサービスは、App 内課金を使用する必要があります。当該サービスの料金は、カスタム App の配信の顧客アカウントではなく、エンドユーザーの iTunes アカウントに請求されます。

In-App Purchase API を使用することに加えて、カスタムアプリケーションは、カスタムアプリケーション外で(たとえば、デベロッパの Web サイトを通じて)提供されるコンテンツ(雑誌、新聞、書籍、音声、音楽、ビデオ)を読み込みまたは実行することができます。ただし、デベロッパは、カスタムアプリケーション内で、当該コンテンツに関する外部のオファーのリンクを貼ったり、プロモーションをしたりしないものとします。デベロッパは、カスタムアプリケーション外で取得したコンテンツへのアクセスの認証について責任を負うものとします。

3.12 デベロッパのカスタムアプリケーションが定期刊行のコンテンツベースのもの(たとえば、雑誌や新聞など)である場合、Apple は、それらが In-App Purchase API を通じて自動更新サブスクリプションを購入する際、デベロッパに対し、エンドユーザーのアカウントに関する氏名、電子メールアドレスおよび郵便番号を提供する場合があります。ただし、当該ユーザーが、デベロッパへのデータの提供に同意すること、ならびに、デベロッパが、当該データをデベロッパ自身の製品のプロモーションにのみ使用し、かつ、デベロッパのカスタムアプリケーション内で容易に閲覧可能でなければならない、または、同意されたデベロッパの公に掲載されているプライバシーポリシーを厳守することを条件とします。ユーザーがこれらの情報を送信することに同意している場合、デベロッパはサブスクリプションの延長を促す無料のインセンティブを提供することができます。

4. 所有権およびエンドユーザーへの使用許諾

4.1 本契約の当事者は、Apple がカスタムアプリケーション、その情報に対する所有権および権原を取得しないことを確認し、同意するものとし、カスタムアプリケーションに関する所有権、損失リスク、責任および管理権はすべて、常に、デベロッパに存するものとします。Apple は、カスタムアプリケーションおよびライセンスアプリケーション情報を、目的または方法の如何を問わず、一切使用してはならないものとします。ただし、本別紙 3 で特に許可した場合はこの限りでないものとします。

4.2 デベロッパは、本別紙 3 の 2.1 条に基づきカスタムアプリケーションを Apple に配信する際に、当該カスタムアプリケーションに対するデベロッパ自身のエンドユーザー使用許諾契約を Apple に対して提出するものとします。ただし、デベロッパのエンドユーザー使用許諾契約には、本別紙 3 の添付書類 D に定める最低条件を盛り込むこととし、この最低条件との齟齬があってはならないものとします。また、デベロッパのエンドユーザー使用許諾契約は、米国の適用法令をすべて遵守しなければならないものとします。Apple は、Apple が当該カスタムアプリケーションへのアクセスを許可している各エンドユーザーに対し、Apple が当該カスタムアプリケーションを当該エンドユーザーに送信する際に、デベロッパのエンドユーザー使用許諾契約(存在する場合)を確認することができるようにするものとします。また、Apple は、各エンドユーザーに対し、当該カスタムアプリケーションの使用は、デベロッパのエンドユーザー使用許諾契約(存在する場合)で定める条件の適用を受ける旨を通知するものとします。デベロッパがカスタムアプリケーションに関するデベロッパ自身のエンドユーザー使用許諾契約を Apple に提出しない場合、デベロッパは、各エンドユーザーによる当該カスタムアプリケーションの利用について、Apple の標準エンドユーザー使用許諾契約(App Store サービス規約に含まれます)が適用されることを認め、これに同意するものとします。

4.3 デベロッパは、各カスタムアプリケーションに対するエンドユーザー使用許諾契約は、デベロッパとエンドユーザーの間だけの契約であることを認めるものとし、かつ、エンドユーザーは、適用される法令を遵守しなければならないものとします。Apple は、いかなるエンドユーザー使用許諾契約に対しても一切の責任がないものとし、デベロッパもしくはエンドユーザーが、いかなるエンドユーザー使用許諾契約に違反、またはエンドユーザー使用許諾契約の条項に違反しても、Apple に一切責任は生じないものとします。

5. コンテンツの制約およびソフトウェアのレーティング

5.1 デベロッパは、以下のすべての事項に相違がないことを表明および保証するものとします。(a) デベロッパは、本契約を締結する権利を有すること、および、各カスタムアプリケーションを複製し配布する権利、ならびにエンドユーザーが、カスタム App の配信サイトを介して各カスタムアプリケーションをダウンロードすることを Apple が許可する権限を Apple に与えること。(b) カスタムアプリケーション、または Apple もしくはエンドユーザーによる当該カスタムアプリケーションの許可された使用は、いかなる個人、組織、法人、その他の団体の特許権、著作権、商標権、営業秘密、知的財産権または契約上の権利も一切侵害しないこと、および、デベロッパは、単独または複数の第三者(単独または複数のカスタム App の配信の顧客から使用許諾されている者を除く)のために、カスタムアプリケーションを Apple に提出しないこと。(c) カスタムアプリケーションは、すべて、デベロッパが本別紙 3 の第 2.1 条で指定した地域それぞれで配布、販売、利用すること、当該指定地域へ輸出または輸入することが当該地域の法規制および適用されるその他のあらゆる輸出入規制を遵守していること。(d) カスタムアプリケーションはいずれも、猥褻や、公序良俗に反するようなもの、またはデベロッパが本別紙 3 の第 2.1 条で指定した地域の法令規則で禁止または制限されているようなものは一切含んでいないこと。(e) カスタムアプリケーションに関する情報など、App Store Connect のツールを使用してデベロッパが提供するあらゆる情報は、正確であること、また万が一かかる情報が正確性を欠くようになった場合には、デベロッパが App Store Connect ツールを使用して直ちに正確なものとなるよう更新すること、ならびに、(f) デベロッパのカスタムアプリケーションのコンテンツまたはカスタム App の配信サイトでのデベロッパによる知的財産の使用をめぐる紛争が発生した場合、デベロッパは、当該の紛争を提起する当事者とのデベロッパの連絡先情報の共有を Apple に認めること、および、非排他的に、かつ、当事者の法的権利の放棄を伴わずに、Apple のアプリケーション紛争に関するプロセスに従うことに同意すること。

5.2 デベロッパは、App Store Connect に定めるソフトウェアレーティングツールを用いて、デベロッパが納品したライセンスアプリケーションそれぞれの、Apple によるカスタム App の配信サイトを介して本別紙 3 に基づき実施するマーケティングおよび Apple の義務履行に関する情報を提供し、カスタムアプリケーションそれぞれに対してレーティングを行うものとします。各カスタムアプリケーションに対して評価を行うため、デベロッパは、ソフトウェアレーティングツールを利用して、当該カスタムアプリケーションのコンテンツに関して正確かつ包括的な情報を提供すべく最善の努力をなすものとします。デベロッパは、Apple が本契約でデベロッパが指定する国でエンドユーザーがライセンスアプリケーションをダウンロードすることができるようにするため、次の(i)および(ii)を信頼していることを認め、これに同意するものとします。(i) デベロッパは、各カスタムアプリケーションについて必要な情報の正確かつ完全な提供を誠実に行ったこと、ならびに、(ii) かかるカスタムアプリケーションを以下に指定する各地域でエンドユーザーがダウンロードできるようにすることに対して、本別紙第 5.1 条に示す事実関係の表明および保証を行ったこと。なお、デベロッパは、Apple に対し、不正確なレーティングが付与されたデベロッパのあらゆるカスタムアプリケーションのレーティングを訂正する権限を与えるものとします。そして、デベロッパは、かかる訂正されたレーティングに同意するものとします。

5.3 本契約でデベロッパが指定する地域が、当該カスタムアプリケーションの配布、販売、または利用の条件として、政府または業界取締当局による承認またはレーティングを要求した場合、デベロッパは、当該地域において、カスタム App の配信の顧客が、カスタム App の配信サイトから当該カスタムアプリケーションを購入、またはエンドユーザーがダウンロードすることを拒否することを Apple が選択できることに異議を述べないものとします。

5.4 子どもを対象としている、またはその他の方法で子どもを引きつける可能性が高いカスタムアプリケーション、および購入するように子どもに働きかけたり(「今すぐ購入」または「今すぐアップグレード」などの語句を含みますが、これらに限定されません)、子どものために購入するよう他者に促したりするカスタムアプリケーションは、かかるマーケティング活動が違法とされている地域において提供してはならないものとします。デベロッパは、本別紙 3 の第 5.1 条(c)項に従って、デベロッパのカスタムアプリケーションが適用法令(消費者保護、マーケティングおよびゲームに関する法律を含みますが、これらに限定されません)を遵守していることについて全責任を負うことに明示的に同意するものとします。欧州連合の加盟地域における法的要件の詳細は、http://ec.europa.eu/justice/consumer-marketing/unfairtrade/index_en.htm をご確認ください。

6. 義務および責任

6.1 Apple は、エンドユーザーによるカスタムアプリケーションのインストールまたは使用に関して、一切責任を負わないものとします。すなわち、デベロッパは、各カスタムアプリケーションについて、その製品保証、エンドユーザーの支援、および製品サポートすべてについて、全責任を負うものとします。

6.2 デベロッパは、(i) エンドユーザー使用許諾契約または適用法令に基づく保証違反、(ii) 製造物責任に関する請求、(iii) カスタムアプリケーションのいずれか、またはエンドユーザーによるカスタムアプリケーションの保有もしくは使用が、第三者の著作権またはその他の知的財産権を侵害するなど、カスタムアプリケーションまたはエンドユーザーによるカスタムアプリケーションの使用またはその両者に起因もしくは関連する請求、訴訟、債務、損失、損害、費用、支出について全責任を負うものとし、Apple は一切責任を負わないものとします。

6.3 Apple が、エンドユーザーから、(i) エンドユーザーがカスタムアプリケーションをダウンロードした日から 90 日以内、もしくは第 3.8 条に従って提供される自動更新サブスクリプション期間が終了してから 90 日以内(かかる自動更新サブスクリプション期間が 90 日未満である場合)に、エンドユーザーが当該カスタムアプリケーションの使用許諾の解約を希望している旨、または、(ii) カスタムアプリケーションが、デベロッパの仕様、デベロッパの製品保証、もしくは適用法令の要件に準拠していない旨の通知もしくは請求を受け取った場合、Apple は、当該カスタムアプリケーションに対してカスタム App の配信の顧客またはエンドユーザーが支払った価格の全額を(場合に応じて)カスタム App の配信の顧客またはエンドユーザーに返金することができるものとします。Apple がかかる価格をエンドユーザーに返金した場合、デベロッパは、当該カスタムアプリケーションの価格に等しい金額を Apple に払い戻すか、その金額分のクレジットを Apple に付与するものとします。エンドユーザーがカスタムアプリケーションに対する返金を受け取った旨の通知または請求を Apple がペイメントプロバイダから受け取った場合、デベロッパは、当該カスタムアプリケーションの価格に等しい金額を Apple に払い戻すか、その金額分のクレジットを Apple に付与するものとします。

7. 終了

7.1 本別紙 3 および Apple の本別紙に基づくすべての義務は、本契約の期間満了または解除と同時にすべて終了するものとします。かかるいずれかの終了にかかわらず、Apple は、(i) 終了日より前(本別紙の第 1.4 条に定めるフェーズアウト期間を含みます)にカスタム App の配信の顧客に提供された、カスタムアプリケーションのコピーと引き換え可能なすべてのコンテンツコードに対するすべての手数料、および、(ii) 終了日の前後を問わず、本別紙 3 の第 6.3 条に従って、Apple がカスタム App の配信の顧客またはエンドユーザーに支払った返金に対する払い戻しを、デベロッパから受け取る権利を有するものとします。本契約が終了した場合、Apple は、カスタム App Distribution の顧客またはエンドユーザーの払い戻しを算出し、それと相殺するために、Apple が合理的であると判断する期間、デベロッパに対するすべての支払いを保留することができます。デベロッパまたはその関連するデベロッパが、疑わしい、誤解を招く、詐欺的な、不適切な、非合法の、または不誠実な行為または不作為に関与した場合、またはほかのデベロッパを関与させるようにした、奨励した、参加したと Apple が判断した、または疑いを持って場合、Apple は、デベロッパまたはかかるほかのデベロッパに対する支払いを保留する場合があります。

7.2 デベロッパがカスタムアプリケーションを配布する法的権利を喪失した場合、または、本別紙 3 に基づき Apple に対してエンドユーザーが当該カスタムアプリケーションにアクセスすることを許可する権限を与える法的権利を喪失した場合、デベロッパは、すみやかに Apple に通知し、かつ、App Store Connect ツールに設けたツールを用いて、カスタム App の配信サイトより当該カスタムアプリケーションを削除するものとします。ただし、デベロッパが本第 7.2 条に基づいてかかる削除を行った場合であっても、本別紙 3 に基づくデベロッパの Apple に対する義務、または Apple もしくはエンドユーザーに対するカスタムアプリケーションに関するいかなる責任も免責されるものではありません。

7.3 Apple は、いつでも、理由の如何にかかわらず、デベロッパに対して解除通知をすることにより、エンドユーザーによるカスタムアプリケーションの販売、提供、ならびにカスタム App の配信の顧客による購入およびエンドユーザーによるダウンロードの許可を中止する権利を留保します。本第 7.3 条の一般性を制限することなく、デベロッパは、Apple が、(i) 添付書類 A に列挙する 1 つまたは複数の地域に当該カスタムアプリケーションを輸出することが輸出管理令またはその他の法令により許可されていない、(ii) 当該カスタムアプリケーション、またはエンドユーザーによる当該カスタムアプリケーションの所有もしくは使用が第三者の特許権、著作権、商標権、営業秘密、その他の知的財産権を侵害する、(iii) 当該カスタムアプリケーションの配布、販売、または使用が、本別紙 3 の第 2.1 条に基づき、デベロッパが指定する 1 つか複数の地域の適用法令に違反する、(iv) デベロッパが、本契約、本別紙 3、またはその他のドキュメント(App Store Review ガイドラインを含みますが、これに限定されませんが)の条件に違反した、(v) デベロッパのライセンスアプ

リケーションが本別紙 3 の第 5.4 条に違反した(規制当局から違反の疑いについて通知された場合を含みますが、これに限定されません)、または (vi) デベロッパ、デベロッパの代理人、またはデベロッパ企業が、Apple が事業を展開するいずれかの地域における制裁措置の対象になっている、と合理的に判断する場合、Apple の自由裁量により、カスタムアプリケーションの一部または全部の販売およびエンドユーザーによるダウンロードの許可を中止することがあることを認めるものとします。Apple が、本第 7.3 条に基づいて、カスタムアプリケーションの販売およびダウンロードの許可を中止する選択を行った場合であっても、本別紙 3 に基づくデベロッパの義務は免責されないものとします。

7.4 デベロッパは、App Store Connect サイトのツールを用いて理由の如何によらず、随時、カスタムアプリケーションの全部または一部をカスタム App の配信サイトから削除することができるものとします。ただし、デベロッパのエンドユーザーに関して、デベロッパは、本条をもって、Apple に対し、本別紙 3 の第 5.1 条および 7.2 条に基づきデベロッパが別段の意思表示をしない限り、エンドユーザーによる未利用のコンテンツコードの利用要求に応えること、また、本契約の解除または期間満了後も有効に存続する本別紙 3 の第 1.2 条(b)項、同(c)項および同(d)項を履行することを許可および指示するものとします。

8. 法的影響

本別紙 3 に基づくデベロッパと Apple の関係は、デベロッパに対して、重要な法的影響、または、税務上の影響をもたらすことがあります。デベロッパは、本契約に基づくデベロッパの法的義務および納税義務について、デベロッパの顧問弁護士および顧問税理士と協議することに責任を負うことを認め、これに同意するものとします。